

第9章

イスラームと政治

——ユドヨノ期の「保守化」とジョコウィ政権の課題——

見市 建

はじめに

「ユドヨノの10年」におけるイスラームと政治の関係は、その立場によってふたつの相反するイメージが強調されてきた。第1に「穏健なイスラーム」のイメージであり、政治的イスラームの後退である。スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領自身が穏健なイスラームを内外にアピールしてきた（第7章参照）。議会においてはイスラーム系政党が後退し、ナショナリスト政党がつねに上位を占めた。ユドヨノの民主主義者党は、2009年選挙では「宗教的ナショナリスト」を掲げ、イスラーム系政党の分裂もあって、「イスラーム票」も取り込んだ。2014年総選挙では、民族覚醒党（PKB）の分裂が解消したことなどにより、イスラーム系政党は若干盛り返したが、議席を獲得した10政党のうち上位4政党はナショナリスト政党であった（第2章参照）。ユドヨノ政権はまたテロ事件をおおむね押さえ込むことにも成功した。2005年にバリ島、2009年にジャカルタにおいて爆弾テロ事件が起こったが、2000年以降それまで毎年同様の事件が起こっていたことを考えると低度を抑えたといえるだろう。政権末期のいわゆる「イスラーム国」（IS）をめぐる動きを含め、武装闘争派の活動への取締ま

りが先行した（見市 2014）。

第2のイメージは「保守化」である。ここでいう保守化とは、イスラームの道徳観を強調してそれに逸脱する行為や事柄への取締まりを政府などに求め、他宗教への不寛容な態度が強まることを示す。このうち、ときに暴力の使用を伴う強硬な態度をとる勢力を急進派と呼ぶ。ユドヨノ政権前半期の最も象徴的な出来事は、2008年に成立した反ポルノ法である。同法をめぐるのは、民主化後の道徳の荒廃を憂う推進派と、表現の自由やインドネシアの「タリバン化」を危惧する反対派双方が世論を喚起した。また異端的とされるアフマディヤ（第2節参照）をはじめとして、一部のキリスト教徒やシーア派など宗教的少数派に対する襲撃事件が散発した。ユドヨノ政権はこうした事件に有効な解決策を講じることはなく、攻撃された宗教的少数派はしばしば難民化した。2008年にはアフマディヤの活動を制限する政府決定が出された。2011年にはアフマディヤのメンバー3人が殺害される事件が起きるなど、排斥運動は継続している。また、2012年にはアメリカ合衆国（以下、米国）の人気歌手レディー・ガガのコンサートが抗議によって中止になるなど、宗教的な保守派や急進派の圧力が強まっているとの印象を強める事件がしばしば起こった。世俗的なイメージが強いジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）新大統領に対しては、2012年のジャカルタ首都特別州知事選、2014年の大統領選でいずれも執拗な宗教的ネガティブ・キャンペーンが行われた。このキャンペーンは少なからぬ効果を発揮し、対立候補の支持を高めた。また武装闘争派が起こすテロ事件も小規模化したものの件数が増えたのも事実で、「イスラーム国」への戦闘員派遣を危惧する声も小さくないことも指摘しておくべきだろう。

では、はたして「ユドヨノの10年」のあいだ、インドネシアのイスラームは「穏健化」したのだろうか、あるいは「保守化」ないし「急進化」したのだろうか。ふたつの相反するイメージをどのように解釈すればいいのだろうか。ブライネッセンは保守化の原因として以下の3つを挙げている。第1に民主化によって、それまで知的な議論に参加していた組織のメンバーが政治活動に転じ、リベラルで進歩的なイスラームの社会的な基盤が弱まったこと。第2に中東、とくにアラビア半島からの資金による

保守的な書籍の翻訳、教育機関や運動への援助。第3に新興のトランスナショナルな運動（解放党やムスリム同胞団を模倣した福祉正義党 [PKS] など）が既存の組織の存在感を低下させたことである。ただ、インドネシア最大のイスラーム組織ナフダトゥル・ウラマー (NU) では近年保守化傾向が反転し、むしろ穏健さを強調する動きもみられる (van Bruinessen 2013)。第2の点に関連して、インドネシアのイスラームにはスンナ派の正統的な教義に忠実であろうとする「標準化」の傾向があるが、同時にナショナリズムの高まりによるトランスナショナルな運動への反発が起きていると、ブライネッセンは議論をしている (見市 2014)。

本章では「保守化」を示す現象について、その過程を検討し、それぞれの中身と個別の論理を明らかにする。具体的には、国会における反ポルノ法の制定過程、アフマディヤへの攻撃と同組織の活動制限令の決定に至る政治過程、そして2012年のジャカルタ州知事選における宗教キャンペーンの内容とその影響および背景を検証する。敬虔なイメージを強調し、急進派の要求に対しては受け身にまわったユドヨノに対して、世俗的なイメージが強く、大半のイスラーム系政党や急進派を敵に回したジョコウィでは、政教関係にも少なからぬ差異が生まれてくるだろう。本章では、3つの事例検討を通じて、「ユドヨノの10年」におけるイスラームと政治の関係およびジョコウィ政権における課題を明らかにしたい。

第1節 反ポルノ法の成立過程

1. 問題の背景

「反ポルノグラフィ・ポルノ行為法案」(以下、反ポルノ法案)はメガワティ・スカルノプトゥリ政権末期の2003年8月に国会に提出された。同法はその内容から、民主化後最も大きな反響を呼んだ法律だといえるだろう。もっとも、法案の中身について注目が集まり、本格的な検討が行われたのは2006年になってからであり、「ユドヨノの10年」を象徴する出来

事のひとつになった。法案段階では、とりわけ造語である「ポルノ行為」(pornoaksi)が何を含むのかが大きな問題となり、賛成派と反対派がそれぞれメディアや路上で意思を表明し、あるいはロビー活動を行った。結局、「ポルノ行為」に関する規定が大幅に削除されたうえ、反ポルノ法は2008年10月に成立した。反ポルノ法の成立以降、危惧された表現の自由の制限や、「ポルノ行為」の取締まりが強まった形跡はない。現代インドネシアの宗教と社会、政治を理解するために注目すべきなのは、同法の中身とその制定による影響よりも、法律の制定過程において明らかになった、イスラームと政治や政党の関係、国会と政府および外部勢力との関係であろう。

反ポルノ法には、民主化後に各地の地方自治体で相次いで制定された「イスラーム条例」との共通の背景を指摘することができる。イスラーム条例は、公務員の服装や酒類販売、ギャンブル、売春の禁止、コーランの読誦や喜捨(ザカート)の推奨、公共の場所における女性の行動指針などを定め、そのピークは反ポルノ法が国会に提出された2003年であった(Salim 2007; Bush 2008)。その社会的背景は、一方でイスラーム化の進展によって世俗主義が後退したこと、他方で民主化前後から急速に進んだメディアの多様化(テレビの多チャンネル化、ビデオCDやDVDなどのソフトの多様化、インターネットの浸透)や消費主義の浸透による道徳の荒廃への危機感であろう。イスラーム条例のような保守的な宗教的道徳観のアピールが、政治家の安易な人気取りとしてしばしば有効な手段となったのである。

実際に、反ポルノ法案が国会に提出された2003年には大衆音楽バンドウットの歌手イヌル・ダラティスタの「ドリル型腰振り」ダンスが話題をさらった。バンドウットに宗教的歌詞を折り込み、その地位を高めようとしてきた国民的歌手ロマ・イラマによるイヌル批判がとりわけ注目を集め、議論的となった。ロマ・イラマはのちにジョコウィの対立候補の雄弁な応援者として、2012年のジャカルタ州知事選、2014年の大統領選に際して再びスポットライトを浴びることになる。また同法への注目が高まり始めていた2006年1月に米国の大衆誌『プレイボーイ』インドネシア

版が発売されたことは、「欧米文化による道徳の荒廃」の象徴的な出来事となった。保守的なイスラーム勢力のみならず、当時の副大統領ユスフ・カラも同誌の発売に反対し、ユドヨノ大統領も「外国文化への盲従」を諷めた。『プレイボーイ』インドネシア版にはヌード写真は掲載されなかったが、編集長は訴追され、2009年に最高裁で有罪判決を受けた。前後して2005年9月にデンマークの新聞に掲載された預言者ムハンマドの風刺画をめぐる世界的な抗議活動もインドネシアに波及した。

ただ、前述のように地方におけるイスラーム条例の制定は2003年がピークであり、「イスラームの保守化」が民主化後の十数年のあいだつねに進展してきたかという点、事はそれほど単純ではない。また本章の冒頭にも述べたように、イスラーム系政党は停滞し、宗教を理由にした凄惨な地域紛争や大規模なテロ事件はおおむね沈静化している。これまでのところ、いわゆる「イスラーム国」樹立の影響もきわめて限定的である。ジョコウィ大統領をはじめとする、2005年に導入された地方首長の直接選挙によって台頭した政治家の人気のきっかけとなっている政策は、行政改革、貧困層への医療・教育の無料化、緑化運動、公園の整備、住民が参加する新規イベントの開催と観光誘致、屋台の移転、売春宿の閉鎖といったものである。このうち、とくに汚職の追放を主眼とした行政改革や売春宿の閉鎖は、反ポルノ法、地方のイスラーム条例やアフマディア規制条例にも通じる社会の道徳的な要請を背景としているといえよう（見市2014）。後述するように、とりわけ選挙におけるイスラーム的イメージはきわめて重要であるが、宗教的道徳観はより広い文脈でとらえる必要があり、またインドネシア国内の地域差を考慮する必要がある。

2. 反ポルノ法成立の政治過程

反ポルノ法の起源は明確ではないが、民主化後たびたびポルノグラフィの規制の必要性が訴えられ、民主化直後のハビビ政権期にはすでに法制化が検討されていた。1998年にインドネシア・ウラマー評議会（MUI）が組織したインドネシア・イスラーム共同体会議（KUII）および2000年の

MUI 全国大会では、取り組むべき社会問題として逸脱的信仰、汚職、麻薬、賭博、環境破壊などとともに、ポルノグラフィと「ポルノ行為」が挙げられている (Ichwan 2013)。2001 年には MUI がポルノグラフィとポルノ行為を禁止するファトワ (法的見解) を出している。なお 1975 年に設立された MUI は、スハルト体制期には政府の見解を宗教的に裏づける「御用学者」の機関であったが、正統な教義の護持と異端的なセクトの監視の役割も果たしてきた。民主化後に独自性を強め、より保守的なファトワを発表するようになった。KUII はイスラーム勢力を結集する目的で 1938 年と 1945 年に開かれた会議であったが、1998 年の民主化に際して「復活」し、以降はほぼ 5 年に一度開催されるようになった。MUI の地方支部や主要団体の指導者、学者、政治家などが参加、正副大統領が開会ないし閉会宣言を行い、インドネシアにおけるイスラーム共同体の「サミット」を謳っているが、参加者はそれぞれの組織を代表しているわけではない。

さて、2003 年 8 月に国会第 7 委員会に諸派から提出された反ポルノ法案は、規制が十分ではないとの MUI などによるロビー活動によって、ポルノ行為に関する条項が追加され、2004 年 2 月に国会に上程された。しかしながら、同法案はさしたる注目を集めることなく、2004 年 4 月の総選挙が近づき、たなごらしとなった。ユドヨノ政権成立後の 2005 年 9 月になって国会第 8 委員会 (委員会の編成が変更された) から提出された草案が、全会派の支持を受けて、反ポルノ法案を審議するための特別委員会 (民主主義者党のバルカン・カパレ委員長) の設置が決められ、翌 10 月に公聴会が始まった。このことによって、法案の内容が初めて公にされ、急速に社会の注目を集めるようになった。2006 年半ばには、賛成派反対派それぞれが世論の喚起をさかんに行った。

強硬な賛成派は、MUI のほか、イスラーム防衛戦線 (FPI)、ムジャヒディン評議会 (MMI)、インドネシア解放党 (HTI) などの保守的ないし急進的なイスラーム組織、ジャカルタのやくざ (プレマン) 組織ブタウィ同胞フォーラム (FBR) などであった。国民国家を否定しカリフ制国家の樹立を「非暴力で」めざす国際運動の HTI、グローバルな武装闘争に共

鳴してシリアのヌスラ戦線に人員を派遣している MMI、インドネシアにおけるイスラーム法の適用を訴えて酒店や売春宿を攻撃する FPI では、国家観や組織の目的は本来大きく異なるが、反アフマディヤ、預言者ムハンマドの風刺画事件、前述した『プレイボーイ』誌インドネシア版の発売やレディー・ガガのコンサートなど、イスラームの道徳的問題や欧米に対する反発の表明においてはしばしば共闘がなされてきた。

ポルノ法案反対派は、表現の自由の制限への危機感、とりわけ「性欲をそそる体の部分の露出」「扇情的な踊りや動き」「公共の場所でのキス」などを含む人びとの自由を制限し、またきわめて解釈の余地が広い「ポルノ行為」の禁止を問題とした。イスラーム組織のなかでも、最大の NU は、元会長のアブドゥルラフマン・ワヒド元大統領らが反ポルノ法に反対した。このほか、「女性を飼いならし」、「社会のタリバン化」を招く法律であるにとらえたフェミニスト、芸術家、非ムスリム（非イスラーム教徒）が大半を占めるバリ島の住民などから大きな反対の声が上がった。彼らはしばしば公認宗教を平等に扱う建国5原則パンチャシラ⁽¹⁾や国是「多様性のなかの統一」を引き合いに出し、自らの主張をナショナリズムによって正当化した（Allen 2007）。大きな社会の反発を受けて、世俗ナショナリズムの護持者たる闘争民主党（PDIP）は同法を拒否する態度を明確にするために審議をボイコットするようになった（同党は特別委員会の副委員長ポストを得るなど、これまで法案の成立を容認していた）。明確な立場の表明をしてこなかったユドヨノ大統領も 2006 年 6 月の「パンチャシラの日」の演説において、反ポルノ法をめぐる議論を念頭に「多様性の尊重は国民生活の基礎」であると強調した。

多様な勢力からの反発を受けて、2007 年 1 月には「ポルノ行為」に関する大半の条項が削除され、法案の名称からも「ポルノ行為」が削られた「反ポルノグラフィ法案」が発表された。政府は議論が沈静化した 2007 年 9 月になって、ようやく担当大臣を指名、法案の審議に公式に参加した。その後、2008 年 9 月になって法案成立の見通しが突如発表されると、再び反対の声が上がった。反対の焦点は、やはり曖昧なポルノグラフィおよびポルノ行為の定義と「一般市民がポルノグラフィ拡大の防止に役割を果

たす」との条項であった。後者は「反イスラーム的」な対象への暴力的な行動で知られるFPIなどによる、恣意的な「取締まり」にお墨付きを与えることになりかねない。実際、6月には反ポルノ法制定とアフマディヤ禁止に反対し、FPI解散を訴えていたワヒド元大統領に近い多元主義を主張するグループによる平和的な集会をFPIが襲撃する事件も起こっていた。

国会では闘争民主党とキリスト教政党の福祉平和党（PDS）が法案審議を拒否、NUを基盤とする民族覚醒党も意見が割れた。しかし、ゴルカル党、民主主義者党、福祉正義党などによって本会議にかけられ、2008年10月に反ポルノ法は成立した。議場を退席した闘争民主党、福祉平和党、バリ選出のゴルカル党議員ふたり以外からは反対は表明されなかった。

以上の政治過程からまず指摘できるのは、ナショナリスト系とイスラーム系に二分してとらえられてきた諸政党と宗教の関係の変化である。反ポルノ法は福祉正義党や開発統一党（PPP）のような保守的なイスラーム系政党が推進したイメージが強く、インドネシア国内でも一般にはそのようにとらえられている。しかしながら、同法を策定した国会の特別委員会の委員長はユドヨノ大統領の民主主義者党所属の議員であり、最大勢力はゴルカル党であった。イスラーム系諸政党だけではなく、「ナショナリスト」とみなされてきた両党の政治家も同意のうえで法案が成立したのである。他方でイスラーム系政党のなかでも、NUを基盤とする民族覚醒党は同法への立場が割れた（Sherlock 2008）。地方自治体のイスラーム条例においても、ゴルカル党や最も世俗的だとされる闘争民主党出身の首長や両党が議会の最大勢力である議会によって推進された例が少なくないことが報告されている（Bush 2008）。筆者らが行った世論調査の分析においても、2009年総選挙における民主主義者党の支持者はイスラーム系の国民信託党（PAN）や福祉正義党との共通点が多く、ゴルカル党も「世俗的」とはいえなかった（Miichi 2015）。反ポルノ法に反対した闘争民主党は、ジャワのムスリムのほか、キリスト教徒やバリ島を中心とするヒンドゥー教徒の支持者も多く、「世俗ナショナリズム」の護持者としての立場を示した。しかしながら、審議拒否など強硬な反対姿勢をみせたのは、反ポルノ法が世論の注目を集めてからであった。政党間のイデオロギー的な差異は依然

として存在するものの、個別の事例では国会内委員会の多数派への迎合や、世論の動向によって場当たりの判断がみられる (Sherlock 2008)。

また反ポルノ法は議員立法であったが、政策立案能力に欠ける国会は、外部からの意見に左右されやすい。さらにユドヨノの10年を通じて、宗教問題に関する政府の態度は曖昧で、とくに保守派から「反イスラーム的」との烙印を押されるリスクを回避した。したがって、しばしば「声が大きい」保守的なイスラーム勢力のロビー活動が功を奏した。そのより顕著な例が次節でとりあげるアフマディヤ問題に対する政府の反応であった。

第2節 アフマディヤに対する攻撃と政府の対応

1. 問題の背景

ユドヨノ政権下においては、宗教的少数派への攻撃事件が頻発した。標的となったのはキリスト教徒、イスラームの異端とされるアフマディヤ、インドネシアでは少数派のシーア派などである。宗教的少数派への暴力事件は2008年と2012年の260件台をピークに、2008年以降毎年200件を上回った(2007年は135件)。なかでもアフマディヤに対する攻撃が最も多く、2011年には年間100件を超えた (Tim Setara Institute 2010; Hasani and Naipospos 2012; Halili and Naipospos 2014)。MUIは1980年にアフマディヤの活動を禁止するファトワを発しており、過去にもモスクの破壊などの事件があったが、暴力性においても頻度においても、現在の状況とは比較にならない。政府は被害者となっている少数派の保護に消極的であったばかりか、加害者にもなっており、また法律や宗教管理の諸制度が攻撃を助長する結果をもたらしている。

2008年6月には政府が宗教省、内務省、検事総長の共同決定として、アフマディヤの活動を制限する命令を出した。アフマディヤの異端性を問題視する急進派ないし保守派の勢力が大統領周辺に存在し、ロビー活動を行ったほか、治安の乱れを危惧する国軍もアフマディヤの活動制限に賛成

した。2011年2月には西ジャワ州においてアフマディヤのメンバー3人が、石やこん棒、鉦などをもった1000人以上の急進派の群衆に襲撃され、警察官の前で殺害される事件が起き、その映像がインターネットに流出した。殺人犯は逮捕、起訴されたが、その判決は禁錮3カ月から6カ月というきわめて軽いものであった。しかも、被害者側のアフマディヤのメンバーも「社会騒乱罪」ではほぼ同じ程度の刑を受けた。本節では、前者のアフマディヤ活動制限令の政治過程の分析から、宗教的少数派攻撃の頻発を許したユドヨノ政権期の政治的背景を明らかにしたい。

アフマディヤは19世紀末に北インド（現在のパキスタン）で誕生した教団であり、創始者ミルザー・グラーム・アフマドが自らを救世主（メシア、マフディー）と唱え、またジハードを精神的な闘争に限定し、武力闘争を否定した。とりわけ創始者を救世主ないし預言者のひとりだとみなす点が排斥運動を招き、パキスタンでは1984年に布教禁止を命じられている。元来エリート層のメンバーが多く、国際的にも拡大、インドネシアで活動を始めたのは1920年代にさかのぼる。アフマディヤはカーディヤーン派とラホール派の2派に分裂しており、インドネシアでは主流派の前者がジャマア・アフマディヤ・インドネシア（JAI）、後者はジョグジャカルタを拠点とするインドネシア・アフマディヤ運動（GAIあるいはアフマディヤ・ラホール）に分かれている。後者はミルザー・グラーム・アフマドを（預言者ではなく）改革者にすぎないと位置づけており、したがって排斥の対象になっているのは主として前者のJAIである。

インドネシアにおけるアフマディヤは100年近くの歴史を有し、近年国際的に目立った動きがあったわけではない。明らかに中東におけるスンニ派とシーア派の緊張関係の影響を受けているシーア派への攻撃とは異なり、アフマディヤへの攻撃の活発化はインドネシア国内における逸脱的な信仰や「異端」に対する警戒の高まりを背景としているといえよう。

2. アフマディヤ布教禁止までの政治過程

アフマディヤの規制を求める動きは2005年1月に始まり、断続的な襲

撃事件を経て、2008年6月の政府の活動制限決定に至った。反ポルノ法同様、その構想は保守派の主導によって水面下で始まり、賛成派反対派それぞれの社会勢力が世論を喚起、結果として宗教的自由を制限する決定がなされた。また地方自治体がこの動きに連動し、各地で独自の条例が採択された。アフマディヤ活動制限決定が出された後も、2011年の殺人事件をはじめ現在まで襲撃事件が散発し、難民化した一部のアフマディヤ信者の問題は放置されたままである。

アフマディヤの活動の取締まりに向けた政府内の最初の動きは、2005年1月18日の検察庁内の「宗教セクト監視調整委員会」(Bakorpakem)の会合であった。同委員会は1965年成立の宗教冒瀆禁止法に基づき、スハルト体制下で治安の脅威になり得るとみなされたセクトを取り締まるためにつくられた。民主化後は有名無実の存在になりかけていたが、時流に乗じてその機能を果たすことになった。会合に参加したのは警察、国軍、国家情報庁(BIN)、MUIの代表者などであった。同委員会は5月には大統領に対してアフマディヤの禁止を求める勧告を公表した。同時期に社会におけるアフマディヤへの圧力も高まっていく。7月3日にはバンドンに本部がある「インドネシア・イスラーム共同体ウラマー・フォーラム」(FUUI)によって、アフマディヤを禁止するファトワが出され、その6日後にFUUI、FPI、それにかねてからアフマディヤ批判をしていたイスラーム研究機関(LPPI)のメンバーによってボゴールにおけるアフマディヤの年次集会在襲撃され、8人が負傷した⁽²⁾。こうした状況下で、7月26日開幕したMUI大会は1980年のファトワを再確認し、「イスラームから逸脱している」アフマディヤの禁止と信者のイスラームへの「回帰」を求めた。同大会はユドヨノ大統領が開会宣言を行い、MUIは宗教的多元主義、自由主義、世俗主義を「禁止」するファトワも発している。MUIのファトワはアフマディヤへの攻撃を勢いづかせることになり、西ジャワ州や西ヌサトゥンガラ州ロンボク島でアフマディヤのモスクや信者の住宅の破壊や放火事件が相次いだ。

Bakorpakemの勧告に対応して、アブドゥルラフマン・サレ検事総長はアフマディヤ指導者との対話を求め、2007年9月に宗教省、内務省、警察、

検察庁などとの会合が実現した。アフマディヤは、政府あるいは裁判所による解散、非ムスリムに分類されること、イスラームの一派として存続すること、という選択肢を示された。NUやムハマディヤの指導者には、アフマディヤがイスラームの一派ではないことを自ら認めることで、存続を許すべきだとの考えをもつものが少なくない。しかしながらアフマディヤはイスラームの一派にとどまることを選んだ。2008年1月にムハンマドが最後の預言者であり、アフマディヤ創設者ミルザー・グラーム・アフマドは預言者ムハンマドによってもたらされたイスラームの教義を強化する「教師」「指導者」である、など12条項からなる弁明を提出した。Bakorpakemは同声明の実施状況についてアフマディヤの監視を続けるとしたが、MUIのファトワ委員長で大統領諮問会議(Wantimpres)の一員であるマアルフ・アミン(2015年8月にNU宗教評議会総裁に選出)は弁明を批判して「ミルザー・グラーム・アフマドが預言者でないこと」を明言することを要求した。国会の第8委員会も、同年2月にMUIの1980年のファトワを引用して、アフマディヤの解散を命じる大統領令を求めた。Bakorpakemは4月にアフマディヤが12条項の声明を一貫して実践しておらず、「イスラームからの逸脱が公序を乱す」との結論を出した(ICG 2008)。

マアルフ・アミンと同じく大統領諮問会議委員の人権活動家アドナン・バユン・ナスティオンは、アフマディヤに対する政令が準備されていることを知ってワヒド元大統領をはじめとする宗教指導者やリベラルな知識人らに連絡をとり、5月30日に「われわれのインドネシアを守ろう」と呼びかける新聞広告を掲載した。ナスティオンはまたユドヨノ大統領に直談判して、アフマディヤの禁止は憲法の規定する信仰の自由に違反すると主張し、同意を得た。大統領はナスティオンに担当3閣僚との面会を指示したものの、政令の阻止には自ら動かなかつた(Harsono 2010)。ナスティオンやワヒドらが呼びかけた40のNGOから形成される「宗教と信仰の自由のための民族同盟」(AKKBB)は6月1日にジャカルタ中心部にある独立記念塔で集会を開いたが、これが前節でも述べたFPIなどによる襲撃事件に発展した。

アフマディヤの活動制限を規定する政府決定は2008年6月9日に出された。その内容は新規の布教を禁ずるもので、組織の解散にまでは踏み込まなかった。同決定は人権活動家やアフマディヤの擁護派にとってはインドネシアの人権や少数派の保護において大きな後退を意味し、他方でアフマディヤの禁止を求める急進派のイスラーム勢力には不満が残る内容であった。また3閣僚の署名による決定は、国会の担当委員会が求めている大統領令に比較して法的にも弱いものであった。

アフマディヤの禁止には至らなかったものの、急進派の主張や行動が、政府決定を出させる結果となったとはいえるだろう。政府の決定をふまえてバンテン州、東ジャワ州、西ジャワ州、南スラウェシ州その他県・市を含む22の自治体で、独自にアフマディヤの活動制限を規定する決定や命令が出された。その後もアフマディヤへの襲撃事件は各地で散発し、政府の決定はそうした行為を止めるのではなく、むしろ正当化する理由を与えることになった。

ユドヨノ政権において決定された重要な宗教政策の事例からは、政権周辺の急進派の要求が影響力をもってきたことが確認された。イスラーム系政党よりも、保守的なMUIのウラマーや少数の急進派が声高に要求を強めていった⁽³⁾。他方、宗教的寛容や多元主義を主張するグループも、国会や政府の方向性を軌道修正させてきた。ユドヨノ大統領は明確な意思表示や決定を避け、「玉虫色」の決定を行った。その背景には、社会における道徳の荒廃や宗教的逸脱への懸念の高まりがあり、政治家は「反イスラーム」の烙印を押されるリスクを回避し、あるいは積極的に保守的な決定を行うことで人気を得ようとしてきた。反ポルノ法制定とアフマディヤ活動制限決定は、ともに2009年総選挙を控えた時期に行われた。地方自治体のアフマディヤ規制条例も首長選挙や議会選との関連が指摘されている(ICG 2008)。イスラーム系政党の停滞は、「政教分離」の進展を示すのではなく、むしろ宗教をめぐる問題がおおよそすべての政党や政治家にとって重要になっている状況を示しているのである。

ただ、宗教は多くのイシューのひとつにすぎない。前述のように、直接選挙によって台頭した新たな地方首長は多様な政策課題の実現を有権者に

アピールするようになった。その典型がソロ市長からジャカルタ州知事、そして大統領へと上り詰めたジョコウィである。ジョコウィは「世俗的」な政治家とみなされ、宗教的なネガティブ・キャンペーンに見舞われてきた。では、彼はどのようにネガティブ・キャンペーンを克服し、その過程から新政権にどのような課題を見い出すことができるのだろうか。次節ではジョコウィが「全国区」に登場した2012年のジャカルタ州知事選をとおして、政治とイスラームの関係を検討してみよう。

第3節 ジャカルタ州知事選における宗教キャンペーンとその影響

1. ジャカルタ州知事選における宗教キャンペーン

これまでイスラームに関連する特定の政策決定の政治過程をみてきた。第2期ユドヨノ政権では反ポルノ法のようなイスラームの保守化を象徴するような法律は新たに制定されることはなかった。しかしアフマディヤをめぐる状況はむしろ悪化し、前述のとおり2011年には1000人規模の暴徒による殺人事件が発生した。2012年には東ジャワ州マドゥラ島のサンパンで、シーア派の集落が襲撃され、100人以上のけが人が出る事件も発生した。ユドヨノ政権はこうした保守化傾向や少数派への攻撃に対して明確な態度を示さず、事態の悪化を招いた。

こうした状況下で地方都市の市長から大統領にまで上り詰めたのが、いかにも世俗的な印象を与えるジョコウィであった。ではジョコウィの台頭に保守的なイスラーム勢力や有権者はいかなる反応を示したのであろうか。またジョコウィは宗教についていかなる姿勢をみせ、それは新政権においてどのような課題を示唆しているのであろうか。本節ではジョコウィが当選した2012年のジャカルタ州知事選を概観し、他地域の動向やジョコウィをめぐるその後の展開をふまえて検討したい。

2012年7月11日に行われたジャカルタ州知事選に、当時中ジャワ州の

中規模都市ソロの市長だったジョコウィが立候補を決めたのは2月に入ってからだった。現職のファウジ・ボウォの再選が確実な状況で、対立候補が模索され、選挙コンサルタント会社の調査でジョコウィに白羽の矢が立った。それまでジャカルタでは無名に近かったジョコウィは、ソロの職業高校生が（輸入された部品を）組み立てた「国産」自動車に乗ってジャカルタ入りし、以後大衆的な市場などのブルスカン（アボなし現地視察）と軽妙なコメントでマスコミの寵児となった。副知事候補には同じく地方首長経験者であり、華人キリスト教徒のバスキ・チャハヤ・プルナマ（通称アホック、現ジャカルタ州知事）が選ばれた。両者ともに改革的な政策の実行力を強調したが、アホックはジョコウィとは対照的な単刀直入な物言いが特徴的であった。ジョコウィは最も世俗的とみられてきた闘争民主党、アホックはプラボウォ・スビアントのグリンドラ党の推薦を受けた。ファウジ・ボウォは副知事候補に民主主義者党州支部長のナフロウィ・ラムリを付けた。他に政党の推薦による2組と独立候補2組が立候補したが、ジョコウィ組とファウジ組による事実上の一騎討ちとなり、9月20日の決選投票を経て、ジョコウィ組が当選した。

各候補の政策に大差はなかった。洪水と渋滞を筆頭に、教育、医療、治安、汚職などの諸問題には共通認識があった。しかしジョコウィとアホックは他候補との差別化に成功した。「新しいジャカルタ」を掲げ、揃いの格子柄のシャツやインターネットのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を多用するなどカジュアルさを演出、また貧困層向けの無償医療プログラムである「ジャカルタ健康カード」の配布など、わかりやすく政策を説明した。しばしば横柄な発言が問題視された元官僚と元軍人のファウジ＝ナフロウィ組とは対照的であった。

対するファウジ組の強みは、現職であることに加え、地元ジャカルタのエスニック・グループであるブタウィ人で、敬虔なムスリムであることだった。ファウジは任期中の5年間をとおして自らの宗教的な印象を高めるキャンペーンを行ってきた。同時期に人気を高めていたズィクル指導者に近づき、選挙前には連日早朝の礼拝時にモスクへ通い、選挙期間中の断食月には1日4つのモスクをまわるのが日課だった。ズィクルとは神の名

を繰り返し唱えるなどの行を指し、ジャカルタではアラブ系の若い指導者が人気である。これまで地域のモスクなどで小規模に行われてきたズィクルが、2000年代に入ってから人気指導者たちによって次第に大規模化し、テレビ中継もされるようになった。2009年総選挙前にはユドヨノの名を冠したズィクル団体が各地に設立された。ファウジも2010年に自らの名前からとった「アル＝ファウズ・ズィクル協会」という団体を設立し、官僚組織も動員して支部を増やした。ファウジはまた選挙ポスターに、ブタウィ人のウラマー（イスラーム法学者）たちとともに写ったポスターを使った。地元で影響力のあるウラマーが、彼らの政党支持とは別に、ファウジの選挙運動に加わった。

ジョコウィとアホックの人气が日々高まっていくなか、ファウジ陣営のキャンペーンはブタウィ人のエスニシティと宗教（イスラーム）を強調するようになった。「賢い人間は明確な候補を選ぶ！」という彼らのスローガンのひとつは、他地域出身で宗教性の薄い（つまり出自が不明確な）ジョコウィとアホックに向けられているようだった。実際にジョコウィ組に対する、とくに宗教的なネガティブ・キャンペーンが強まった。ジョコウィの「母親はムスリムではなかった」「シオニストがジョコウィ組を支援している」といったデマが流され、ファウジ組を支持するウラマーらは非公式に「同じ信仰」の候補を選ぶよう、集団礼拝の説教などの機会を通じて訴えた。なかでもファウジ陣営のテレビ・コマーシャルにも出演していた歌手ロマ・イラマの「同じ信仰」発言を録画したビデオがユーチューブに流れ、問題になった。ナフロウィも、「ブタウィ人を選ばないのなら、ブタウィ人を止めろ」といった発言や、テレビ番組で華人の口まねをしてアホックをからかうなど、露骨な差別的態度をみせた。ナフロウィはブタウィ人組織の幹部でもあり、35万人の会員がいると主張する前出のFBRもファウジ支持を表明した。

ジョコウィも防戦的ながら、自らの宗教性を強調するキャンペーンで対抗した。彼を支持するアラブ系指導者と選挙期間中の断食月に、ブタウィ人集落をまわってともに断食明けの食事をとった。ズィクルにも参加し、入院中の指導者ハビブ・ムンズィールを見舞って病院でファウジと鉢合わ

せになったこともあった。最も象徴的だったのは、第1回投票が終わった後に、(キリスト教徒と噂された)母を伴ってメッカへの小巡礼を行ったことだった。メッカ巡礼も宗教キャンペーンの一部であり、選挙コンサルタントと相談のうえで行われた (Miichi 2014)。

2. 宗教キャンペーンの影響

最終的にジョコウィが州知事選を制し、さらに人気を高めて大統領候補になったことから、以上のような宗教とエスニシティに基づく不寛容さに対する「民主主義の勝利」であったというのが一般的な評価である⁽⁴⁾。しかしながら、選挙結果を詳細に分析すると、むしろ宗教とエスニシティに基づくキャンペーンの影響は明らかであった。第1回、第2回の投票を通じて、ブタウィ人の集住地区ではファウジ組への支持が高く、華人や非ムスリムが多い地域ではジョコウィ組への支持が高かった。非ムスリムが圧倒的にジョコウィ組を支持したために、ムスリムの割合とファウジ組の支持も強い相関関係がみられた (表9-1参照)。ジャワ人および学歴が高い人びとの割合とジョコウィ組の支持は、第2回投票でのみ相関がみられた。ジャワ人の投票行動は不明確であり、全体としてエスニシティより宗教の方が政治的支持に強く結び付いていたことがわかる。『テンポ』(Tempo)誌による出口調査でも、ファウジ組に投票した有権者のうち25.9%が宗教を支持理由に挙げているが、エスニシティを理由としたのはわずか4.6%であった⁽⁵⁾。第3章でもふれたように、こうした傾向は2014年の大統領選挙においても明らかであり、とりわけ、ジャカルタにおける社会的亀裂はジョコウィの支持/不支持をめぐって一貫していた。大統領選挙においてはFPIもジョコウィの対立候補プラボウォの支持にまわるなど、宗教的ネガティブ・キャンペーンは激しさを増した。

多くの選挙において宗教イメージは候補者の「人柄」を形成する重要な要素である。ただ同じ地域であっても、候補者の組合せや数によってその効果は異なり得る。2007年のジャカルタ州知事選では2組の候補者はいずれもムスリムであった。当選したファウジ・ボウォ組は「エスニシティ

表 9-1 ファウジ組・ジョコウィ組への支持とエスニシティ、宗教、学歴の相関関係

	ジャワ人	プタウィ人	スンダ人	華人	ムスリム	学歴
ファウジ (第1回)	-.219**	.688**	-.068	-.444**	.585**	-.282**
ファウジ (第2回)	-.207**	.739**	-.032	-.567**	.724**	-.259**
ジョコウィ (第1回)	.006	-.671**	.118	.740**	-.852**	.083
ジョコウィ (第2回)	.208**	-.738**	.032	.565**	-.722**	.258**

(出所) Miichi (2014)。

(注) N=262 (261 地区およびブラウ・スリブ), ** P<.01

学歴は短大卒以上の教育を受けた住民の割合。エスニシティ、宗教、教育の割合はすべて 2000 年センサスに基づく。

と宗教が何であれ、ファウジ・ボウォとプリヤント (副知事候補) が選肢肢) とのスローガンを用いて多元性を強調し、対立候補がイスラーム主義政党である福祉正義党の推薦であることを理由に、「ジャカルタにイスラーム法が適用される」との脅威を流布させた。ファウジ・ボウォはこの選挙では非ムスリムの圧倒的な支持を得た。他方で 2012 年のファウジはムスリム票を固めようとするばかりに、非ムスリムを敵に回してしまったのである。ジョコウィはソロでもジャカルタでも副市長・副知事にキリスト教徒を選び、非ムスリムや人権活動家、芸術家は彼に大きな期待を寄せてきた。しかしジョコウィは自ら積極的に宗教間の融和を訴えたり世俗主義を強調するのではなく、あくまでイスラーム的シンボルを利用して敬虔なムスリムであろうとした。この点ではユドヨノとさほど変わるわけではない。

おわりに —— 「ユドヨノの 10 年」における政教関係とジョコウィ政権の課題——

ユドヨノ政権においては、保守派の主張がしばしば政策として実現した。ユドヨノ自身は穏健なイスラームを国内外にアピールしたが、自ら大統領諮問会議においた保守的なメンバーが、外部の急進派とともに影響力を行使する状況を黙認した。反ポルノ法や地方のイスラーム条例の採択におい

では、イスラーム系政党のみならずナショナリスト政党の政治家が推進者となってきた。政治家は反宗教的であるとのレッテルを恐れて、あるいは人気を得るために、しばしば保守的な要求に応じたり積極的にこれを採用する。しかし保守的な主張の高まりは道徳の荒廃を憂う反動を一因としており、たとえば汚職の取締まりに対する国民の強い支持と同根である。反ポルノ法をめぐる議論では、同法への反対派がナショナリズムに基づく主張を行い、法案の大幅な修正が行われた。保守派や急進的な運動への反発も小さくなく、大統領選にみられたように政治とイスラームの関係には大きな地域差も存在する。社会全体においてイスラームの保守化が進んでいるかということ、それほど単純ではない。

ジョコウィ政権の2015年の年間計画では、宗教に関連して以下のように述べられている。第1に、宗教教育の改善である。知識偏重ではなく宗教的な態度を学ぶこと、質の向上と時代の要請に応えた内容への変化を謳っている。第2に宗教教義の理解と適用における質の向上である。宗教の社会的役割を強調し、社会における実際の活動が宗教教義から乖離していることを問題視している。そして、「麻薬、性的な乱れ、異端的セクト、民族の高尚な理想に不適切なイデオロギー、離婚率の高さ」を宗教教義の理解と適用が十分ではない証左であるとしている。第3に宗教間の対話の促進と宗教紛争に対する早期の警告システムの形成を促している。宗教間の差異への尊重と寛容性を高めることによって、宗教間の調和を実現することが謳われている。第4に、政府が各宗教の礼拝施設を強化し、効果的、効率的で透明性のある運営を促進することによって、福祉の向上、貧困削減と雇用の創出の機能を高めることである（Presiden Republik Indonesia 2014）。異端的セクトはやはり（宗教的）道徳の乱れのひとつととらえられており、ここにアフマディヤ問題解決の難しさがある。第1と第4の点は実用主義的な「経営者」ジョコウィの特徴がよく出ているといえよう。

ジョコウィ政権の人事は政治的パトロンたちの思惑に大きく左右されているが（第4章参照）、穏健派ムスリム知識人の登用には大統領の意思が窺える。代表的なのはアニス・バスウェダン（パラマディナ大学前学長）とシャフィイ・マアリフ（ムハマディヤ元会長）である。前者は文化・初中

等教育大臣に、後者は汚職撲滅委員会（KPK）と警察との紛争解決のための独立委員会委員長に任命された。「保守化」の原因にもなった大統領諮問会議には NU 元会長のハシム・ムザディ、ムハマディヤからは元教育大臣のアブドゥル・マリク・ファジャルという穏当な人物が入った。

注目すべきはルクマン・ハキム・サイフディン宗教大臣である。彼はイスラーム系の開発統一党の政治家で、ユドヨノ政権末期に前任が汚職容疑で逮捕されたため代役で就任、新政権で唯一留任した。ルクマンはユドヨノ政権の最後の4カ月宗教大臣の地位にあったが、新政権が発足すると自分の考えを積極的に示すようになった。特徴的なのは、アフマディヤなど攻撃に晒されている宗教的少数派の保護、宗教ないし宗派間の共存を強調し、「宗教共同体保護法」の制定を提案していることである。

同法は過去ふたつの政権において「宗教共同体調和法」として国会に提出されたが、宗教的少数派との「調和」の意味などをめぐって保守派の反発を呼び、廃案となっている。2015年7月にパプアで起こった少数派のムスリムに対するキリスト教徒からの攻撃事件をきっかけに、イスラーム組織からも同法の必要性の主張が聞かれるようになった。

宗教省は人権活動家などの意見を聞きつつ、目下慎重に法案策定を進めている。実際に法案が国会に上程されることになれば、異端とみなされる宗教的少数派の保護をめぐって保守派を刺激することは必至であり、宗教省令や省内の内規に留めた方がよいとの意見もある。いずれにしろ、同法案の行方がジョコウィ政権の宗教政策を占う試金石となるだろう。

〔注〕

- (1) パンチャシラとは1945年憲法前文に記されている5つの国家理念（唯一至高なる神性、公正で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において叡智に導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会正義）を指す。公認宗教を平等に扱うパンチャシラは、国民統合の推進とイスラーム政治勢力の統制を目的にスハルト体制下で徹底された。イスラーム政治勢力はこれに反発したが、1990年代に入ってイスラーム政治勢力に接近してこれを取り込もうとするスハルト体制への批判としてワヒドラがパンチャシラを用いた。
- (2) LPPIは小規模の組織で、アフマディヤをはじめとする逸脱的なセクトへの批判を行ってきた。サウジアラビアの資金を得ているといわれている。LPPIを率いる

アミン・ジャマルディンはMUIのメンバーでもあり、MUIによる政府へのロビー活動も主として彼が担当した(ICG 2008; Platzdasch 2012)。

- (3) 反ポルノ法とアフマディヤ活動制限令に先立って2006年に改正された「宗教的調和の維持、宗教的調和促進フォーラム、礼拝所建設に関する地方首長へのガイドライン」(以下、礼拝所令)においても、政権周辺の保守派の意見が採用される同様の構図があった。1969年の礼拝所令の改正は、礼拝所の建設の許可が当該地域の多数派によって独善的に決められないようにと、キリスト教徒の求めに応じて検討された。しかしながら、このケースでも宗教大臣はMUIのマアリフ・アミンを法改正検討委員会の委員長に任命し、少数派の宗教に対してこれまでより厳しい規定が適用されるようになった(Human Rights Watch 2013)。礼拝所の建設許可は各地で争われ、とりわけ問題となっているキリスト教徒の礼拝への妨害といった事態が続いている。
- (4) “Gubernur Baru Jakarta Lama” [新しい知事, 古いジャカルタ], *Tempo*, 24-30 September 2012, p. 31および“Jokowi-Ahok Phenomenon: The Triumph of Common Sense” *The Jakarta Post*, 25 September 2012.
- (5) “Golongan Penentu Kemenangan” [集団が勝利の決め手], *Tempo*, 24-30 September 2013, p. 39. ジョコウィ組に投票した有権者のうち宗教を支持理由に挙げたのは0.5%にすぎなかった(エスニシティは4.9%)。出口調査の質問は「私の宗教を代表している」であった。キリスト教徒がファウジ組を避けたとしても、ジョコウィがキリスト教を代表しているわけではないので、こうした結果になったと思われる。

[参考文献]

<日本語文献>

見市建 2014.『新興大国インドネシアの宗教市場と政治』NTT出版。

<外国語文献>

Allen, Pamela. 2007. “Challenging Diversity? Indonesia’s Anti-Pornography Bill.” *Asian Studies Review* 31 (2) May: 101-115.

Bush, Robin. 2008. “Regional Sharia Regulations in Indonesia: Anomaly or Symptom?” In *Expressing Islam: Religious Life and Politics in Indonesia*, edited by Greg Fealy and Sally White. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 174-191.

Fealy, Greg. 2011. “Indonesian Politics in 2011: Democratic Regression and Yudhoyono’s Regal Incumbency.” *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 47 (3) November: 333-353.

Halili and Bonar Tigor Naipospos. 2014. *Stagnation on Freedom of Religion: the Report of Condition on Freedom of Religion/Belief of Indonesia in 2013*. Jakarta: Pustaka Masyarakat Setara.

Harsono, Andreas. 2010. “Ahmadiyah, Rechtstaat dan Hak Asasi Manusia.” [アフマ

- デイヤ, 法治国家, 人権] post to “Andreas Harsono” (blog), February 18. (http://www.andreasharsono.net/2010/02/ahmadiyah-rechtstaat-dan-hak-asasi_18.html).
- Hasani, Ismail and Bonar Tigor Naipospos, eds. 2012. *Politik Diskriminasi Rezim Susilo Bambang Yudhoyono: Kondisi Kebebasan Beragama/berkeyakinan di Indonesia 2011*. [スシロ・バンバン・ユドヨノ体制の差別的政治: 2011年のインドネシアにおける宗教・信仰の自由の状況] Jakarta: Pustaka Masyarakat Setara.
- Human Rights Watch. 2013. “In Religion’s Name: Abuses against Religious Minorities in Indonesia.” 28 February.
- ICG (International Crisis Group). 2008. “Indonesia: Implications of the Ahmadiyah Degree.” Asia Briefing No. 78, 7 July.
- Ichwan, Moch Nur. 2013. “Towards a Puritanical Moderate Islam: The Majelis Ulama Indonesia and the Politics of Religious Orthodoxy.” In *Contemporary Developments in Indonesian Islam: Explaining the “Conservative Turn”*, edited by Martin van Bruinessen. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 60-104.
- Miichi, Ken. 2014. “The Role of Religion and Ethnicity in Jakarta’s 2012 Gubernatorial Election.” *Journal of Current Southeast Asian Affairs* 33 (1) : 55-83.
- . 2015. “Democratization and ‘Failure’ of Islamic Parties in Indonesia.” In *Southeast Asian Muslims in the Era of Globalization*, edited by Ken Miichi and Omar Farouk. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Platzdasch, Bernhard. 2012. “Religious Freedom in Contemporary Indonesia: the Case of the Ahmadiyah.” In *Encountering Islam: The Politics of Religious Identities in Southeast Asia*, edited by Hui Yew-Foong. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 218-246.
- Presiden Republik Indonesia. 2014. *Rencana Kerja Pemerintah Tahun 2015*. [2015年政府活動計画] Jakarta: Kementerian Perencanaan Pembangunan Nasional.
- Salim, Arskal. 2007. “Muslim Politics in Indonesia’s Democratisation: the Religious Majority and the Rights of Minorities in the Post-New Order Era.” In *Indonesia: Democracy and the Promise of Good Governance*, edited by Ross H. McLeod and Andrew MacIntyre. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 115-137.
- Sherlock, Stephen. 2008. “Parties and decision-making in the Indonesian Parliament: a case study of the pornography bill.” *Australian Journal of Asian Law* 10 (2) : 159-183.
- Tim Setara Institute. 2010. *Negara Harus Bersikap: Kondisi Kebebasan Beragama/Berkeyakinan 2009*. [国家が行動しなければならない: 2009年の宗教と信仰の自由についての状況] Jakarta: Pustaka Masyarakat Setara.
- van Bruinessen, Martin. 2013. “Introduction: Contemporary Developments in Indonesian Islam and the ‘Conservative Turn’ of the Early Twenty-first

Century.” In *Contemporary Developments in Indonesian Islam: Explaining the “Conservative Turn”*, edited by Martin van Bruinessen. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1-20.